

訪問看護ステーションのご案内

事業者名	特定医療法人 一条会 訪問看護事業所 やすらぎ <高知県知事指定の介護保険事業所>
指定事業者番号	3960790057
所在地	高知県四万十市具同2278-1
電話番号/F A X	☎0880-31-2266 F A X 0880-31-2267
管理者	山沖 世紀
職員体制	管理者含む看護師2.5人以上
サービス提供地域	四万十市・宿毛市・黒潮町・三原村・大月町・土佐清水
営業時間	月曜日～土曜日 8:30～17:00
	休日：日曜日、祝祭日、年末年始（12月30日～1月3日）

訪問看護とは

通院治療を受けている患者さんのご家庭を看護師が訪問して、その方の病気や障害に応じた看護を行い、健康状態の悪化防止や回復に向けてお手伝いをします。

- ①病状の観察 ②病気、服薬、療養など治療のマネジメント ③日常生活を維持するための相談援助
心理的援助 ④利用者及び家族への精神的援助、介護指導などです。

理念・運営方針

利用者が住み慣れた地域・自宅で自分らしい（自主性を持った）生活を送る事が出来る様に、安心・納得のできる質の高い看護サービスを提供する。

地域の医療機関との連携を図り、訪問看護事業所としての社会的役割を果たす。

サービスの特色

主治医の指示の基づいて訪問看護ステーションから看護師が訪問し、精神支援に重点を置いた看護サービスを行います。

精神科看護の豊富な経験スタッフが、何よりも人格を尊重し誠意をもって、優しい態度で関わることをモットーとしています。

例えばこのような時

- （1）薬の管理ができにくい
 - ・飲み忘れや飲み過ぎなど服薬に対する不安があるとき
- （2）単身者で家族が近くにいない、援助を受けられる人がいない。
 - ・何かあっても相談する人がいない。話し相手がない。買い物に行けない。家事ができない。
- （3）入退院を繰り返している

※ご家族の相談にも応じますのでお気軽にご相談ください！

- サービス利用料－医療保険・介護保険、各種保険適応となります。障害者自立支援医療も利用できます。

※詳細は別紙の重要事項説明書・利用料金表にてご説明します。

- 損害賠償－訪問看護サービスの提供にあたっては、利用者の生命・身体・財産等に損害を与えた場合はその損害を補償します。損害賠償保険に加入しています。

- その他－秘密保持や虐待防止、苦情対応やハラスメント防止等の取り組みや対応をしています。

(1) 個人情報保護に関する留意事項

業務上知りえた利用者様やご家族の情報は、在職中、退職後も秘密を保持し他に漏らしません。

(2) 事故対応に関する留意事項

訪問中に緊急事態が生じた時には、必要な応急手当てを行うと同時に、速やかに関係機関に連絡し適切な処置を行います。

(3) 虐待防止に関する留意事項

利用者の人権擁護、虐待防止のため、責任者を設置し、従業員に対し研修を実施しています。

サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する等の措置を行わせていただきます。

(4) 苦情等に関する留意事項

訪問看護サービスの提供に係る利用者からの相談や苦情に対しては、窓口を設置し利用者の要望、苦情に対し迅速に対応いたします。

(5) ハラスメントに関する留意事項

より良い訪問看護サービスを提供するため、職場及び現場におけるハラスメントを防止する為に、基本方針を定め従業者に対し、周知・研修等の実施を行う対応をしています。